

## < ご使用上の注意事項 >

- 催事の案内において、札幌証券取引所を「問合せ先にすることは禁止」します。  
(案内に札幌証券取引所の電話番号を記載しないでください。)
- 荷物の配送については、原則として、使用者が直接業者から受け取ってください。
- **会議室内での飲食を伴うものは、原則お断りしております**のでご了承ください。  
(水・お茶など、使用者・利用者の熱中症予防等のために必要な水分補給は例外です。  
飲料の手配は使用者側で行ってください。)
- ゴミ箱・ゴミ捨て場はありませんので、**ゴミの始末については、使用者が責任をもって行ってください。“ゴミは各自持ち帰って”等の案内・周知をいただくよう**、また、給湯室を使用した場合は、使用者が清掃及び後片付けをしていただくよう、お願いします。
- 札幌証券取引所ビル内は、**全館禁煙となっております**。
- 札幌証券取引所ビルの1階エントランスホール、各階エレベーターホール、廊下等の共用スペースに、案内板等の物品を配置すること・貼り紙をすることは、原則禁止です。  
なお1階エントランスホールには、マグネットも付けられる移動可能な自立式の案内板がありますので、ご利用の際は札幌証券取引所 総務部にお声がけください。
- **机・椅子の配置・設置は利用者にてお願い**します。**利用終了時には利用開始時点への現状復帰もお願いします**。(ご利用時に弊所では、会場の設営は承っておりません)  
利用開始時の状態から机・椅子等備品の移動・設置場所変更等をされた場合、**終了時には元にお戻しください**。
- 施設、備品等を損傷又は紛失した場合、使用者に実費相当分を弁償していただきます。
- 施設内における盗難、破損等の事故については、札幌証券取引所に重大な過失がない限り、札幌証券取引所では賠償の責任を負いません。

## < ご使用制限 >

次の場合は、使用を取り消し又は停止させていただくことがあります。その際の損害責任は、申込者・使用者側の負担とします。(証券取引所は公共的な性格を有し、保安上問題の無い安全確実な運営が求められておりますことから、あしからずご了承ください。)

- 公の秩序を乱し、公益を害し又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- 集団的に又は常識的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- 使用申込書に記載した使用目的やこの使用制限等に記載する事項に反したとき。
- 使用の権利を譲渡したとき、又は転貸したとき。
- 本所の利益を損なうと認められるとき。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大が発生したとき。(国や北海道からの緊急事態宣言の発令時など)
- その他管理上支障がある又は不相当と認められるとき。